

事務連絡
令和2年4月27日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合における令和元年度事業報告及び決算の取扱いについて

都道府県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合の事業報告及び決算については、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第23条（同令第26条において準用する場合を含む。）により、年度経過後4か月以内に行うこととされているが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受けた職員の出勤制限など、やむを得ない理由がある場合に、実情に応じた時期・方法による総会又は組合会の開催や事業報告及び決算の届出の遅延を認めることも差し支えない。上記について、貴管内の国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合に対する周知等に遺漏なきよう期されたい。

以上